

令和 8 年度
大阪府中小企業の省エネ・省 CO2 加速化支援事業補助金
対象事業 5, 6
(省エネ診断事業対応)
公募要領
令和 8 年 (2026 年) 8 月

【交付申請受付期間】

令和 8 年 8 月 10 日 (月) ~ 令和 9 年 1 月 8 日 (金) 正午

ただし、予算がなくなり次第終了します。

【注意事項】

- この補助金は国の省エネ診断事業である「令和 7 年度補正 地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業（一般社団法人環境共創イニシアティブ（SII）が実施している省エネ診断）」（対象事業 5）及び「令和 8 年度中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（一般財団法人省エネルギーセンターが実施している省エネ最適化診断等）」（対象事業 6）を受診した中小企業等を対象としています。ただし、この補助金の独自の要件があります。
- 交付申請の手続きは、受診する中小企業等の事業者自らに行っていただきます。

大阪府省エネ補助金事務局

((一社) 環境技術普及促進協会内)

目 次

1	事業概要.....	1
2	事業の流れ.....	1
3	重要なお知らせ（※国制度との違い等）	2
4	交付申請する者（交付申請者）の要件.....	3
5	補助金交付の対象となる省エネ診断.....	4
6	補助金額の算出と上限額.....	4
7	手続きの全体フローと事業スケジュール.....	5
8	交付申請の手続き方法等.....	6
9	効果検証への協力.....	7
10	書類の保管義務	7
11	その他注意事項	7
	別紙.....	9

【お問い合わせ先】

大阪市省エネ補助金事務局（（一社）環境技術普及促進協会内）

オンライン申請・お問い合わせフォーム

<https://www.eta.or.jp/osaka/2026/smes/index.php>

コールセンター

TEL ： 050-3669-0995

（平日 9:00 ～ 17:00、年末年始を除く）

大阪市省エネ補助金事務局（以下「事務局」）は、大阪市から省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業費補助金の交付を受け、令和 8 年度大阪市中小企業の省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業に関する補助金を交付する事業（以下「本補助事業」）を交付規程^{※1}及び実施要領^{※2}に基づき実施します。

本補助事業の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項は、この公募要領に記載しておりますので、よく読んで手続きをお願いします。

※1 令和 8 年度省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業費補助金 住宅等の脱炭素化促進事業及び中小企業の省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業交付規程

※2 省エネ・省 CO₂ 加速化支援事業実施要領

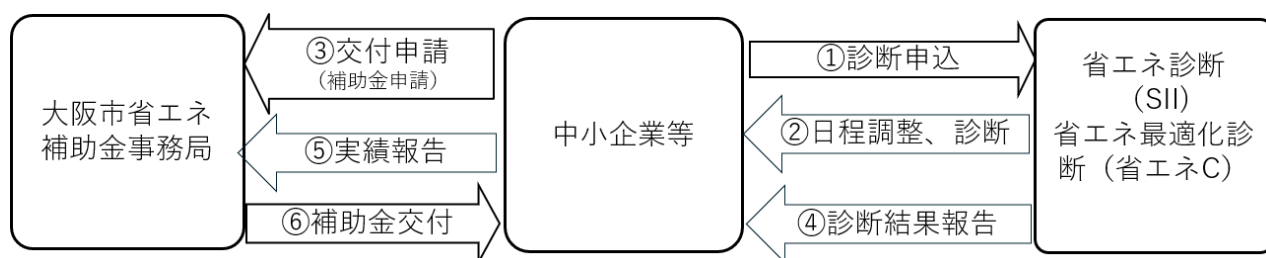
1 事業概要

中小企業等の早期の省エネルギー化の取組を図り、省エネルギー設備等の導入加速により、関連産業の競争力強化、経済成長を実現し、GX を加速させるとともに、大阪市の 2030 年度の温室効果ガス排出量削減目標達成に貢献することを本補助事業の目的とします。

本補助事業では、国の省エネ診断事業である「一般社団法人環境共創イニシアティブ（SII）が実施している省エネ診断」及び「一般財団法人省エネルギーセンター（省エネ C）が実施している省エネ最適化診断等」を受診した中小企業等を対象として、大阪市の独自にその受診費用に対して補助金を交付します。

2 事業の流れ

この補助金は中小企業等が大阪市内の事業所を対象とした SII の省エネ診断または省エネ C の省エネ最適化診断の受診申し込み後に事務局へ交付申請を行い、診断結果報告及び診断費用の支払い完了後に補助金の交付を受けるものです。



3 重要なお知らせ（※国制度との違い等）

(1) 令和 8 年度予算による執行と診断日の要件

本補助事業は、大阪市の令和 8 年度予算で実施します。一方で、国の省エネ診断事業は、令和 7 年度補正予算や令和 8 年度予算で実施されています。

本補助事業は、「令和 8 年（2026 年）4 月 1 日以降」に省エネ診断を受診した場合を補助対象とします。令和 8 年 3 月 31 日以前に受診した診断は補助対象外となりますので十分にご注意ください。

(2) 「交付申請」と「実績報告」の時期について

国の省エネ診断事業は、受診される中小企業等の皆様が直接国から補助金を受け取るものではなく、診断機関が国から補助を受ける仕組みになっています。したがって、中小企業等の皆様が診断機関にお支払いになる診断費用については、その補助金額が考慮された金額になっているものです。

一方、大阪市の補助金については、中小企業等の皆様が事務局へ交付申請されて、診断終了後に補助金を直接、皆様にお支払いする仕組みになっておりますので、国と大阪市の補助金で仕組み自体が違うことになっていることをご理解ください。

そこで、大阪市の補助金における事務局への「交付申請」の時期については、SII 省エネ診断の場合は、申込み後に診断が行われることが確定すれば、また、省エネ C 省エネ最適化診断等の場合は、申込み後に請書や請求書を受理すれば、入力フォームで「交付申請」を行うことが可能です。この際、診断機関から申込みを受け付けたことがわかる書類（請書等）と診断予定費用がわかる書類を添付していただきます。

また、「実績報告」の時期については、診断結果報告を受理され、診断費用の支払いが完了すれば、入力フォームで「実績報告」を行うことが可能となります。この際、診断結果報告書と診断費用の領収書または振込証明を添付していただきます。

なお、「**実績報告**」については、**令和 9 年 2 月末までに入力フォームによる報告が必須**となります。期限を過ぎると補助金をお支払いできませんので、予めご了承ください。

詳しくは、「7 手続きの全体フローと事業スケジュール」をご確認ください。

SII	省エネ C	大阪市補助事業	
省エネ診断	省エネ最適化診断等	交付申請	実績報告
申込み	申込み	×	×
事前ヒアリング、日程調整	請書・請求書送付	○	
現地診断	日程調整・入金確認		
報告書提出・報告会	現地診断		
請求書・入金確認	報告書提出		○

4 交付申請する者（交付申請者）の要件

本補助金の交付申請できる者は、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 国の省エネ診断事業（一般社団法人環境共創イニシアティブ（SII）が実施している省エネ診断もしくは一般財団法人省エネルギーセンターが実施している省エネ最適化診断等）の省エネ診断を受けていること。
- (2) 令和8年4月1日以降に診断を受診していること。
- (3) 診断実施場所が大阪市内であること。
- (4) 中小企業等※であること
- (5) 別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者

※中小企業等とは、「中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)」、「個人事業主」、「中小企業団体等」及び「会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外」(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人」

・業種の類型については、下記リンクをご参照ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_14.pdf

- ・ ①～②のいずれかに該当する場合は「みなし大企業」とする。
 - ①資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者。ただし、資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業に該当する場合は、適用しない。
 - ②交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者。

5 補助金交付の対象となる省エネ診断

本補助金交付の対象となる国の省エネ診断は以下のとおりです。

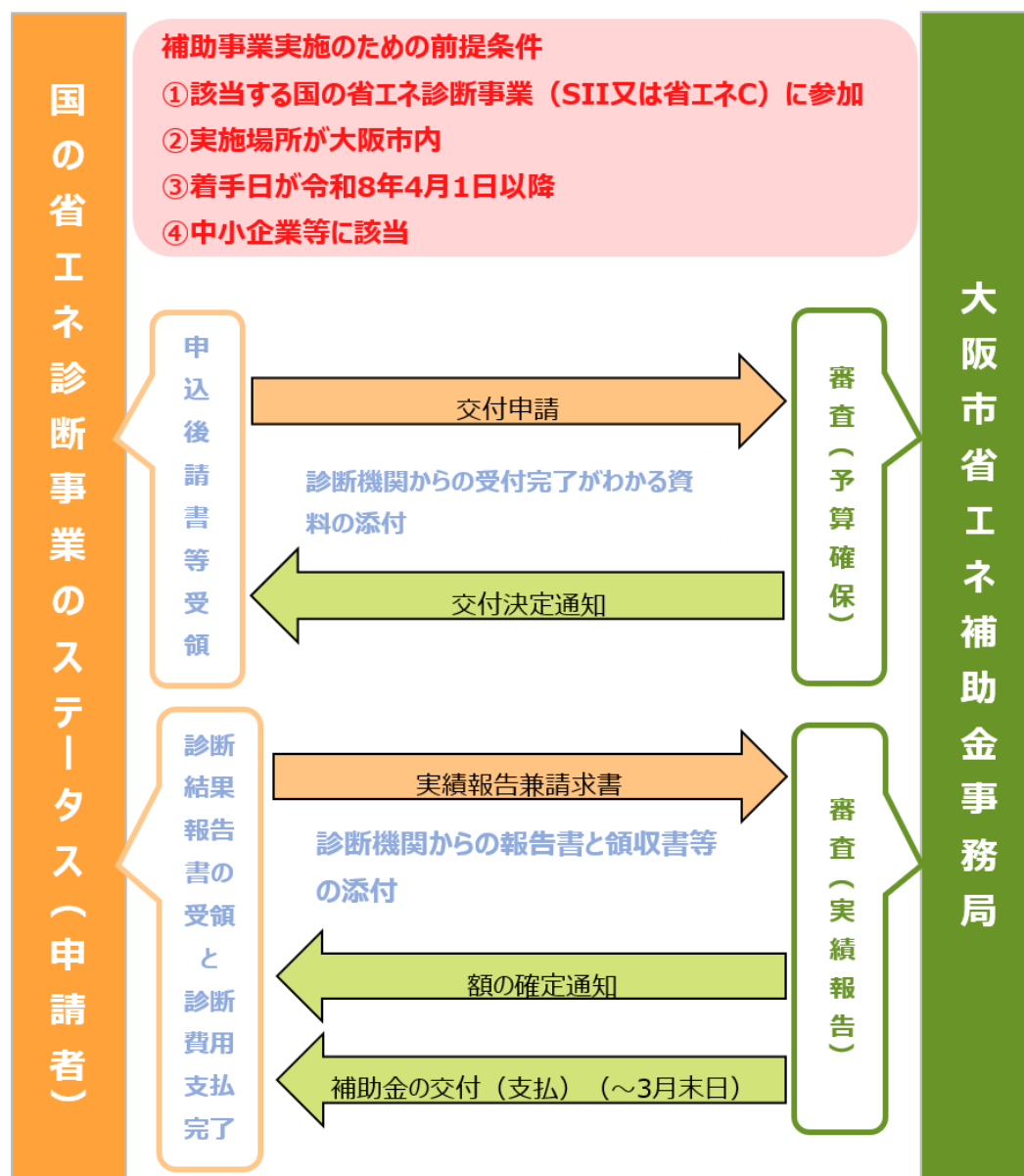
- ①一般社団法人環境共創イニシアティブ（SII）が実施している省エネ診断
 - ・ウォークスルー診断（設備単位プラン）
 - ・ウォークスルー診断（工場・事業所全体プラン）
 - ・IT診断
 - ・伴奏支援
- ②一般財団法人省エネルギーセンターが実施している省エネ最適化診断等
 - ・省エネ最適化診断（クイック診断）
 - ・省エネ最適化診断（ベーシック A 診断）
 - ・省エネ最適化診断（ベーシック B 診断）
 - ・省エネ最適化診断（大規模診断）
 - ・省エネ最適化診断（データプラス A 診断）
 - ・省エネ最適化診断（データプラス B 診断）
 - ・ステップアップ診断

6 補助金額の算出と上限額

補助金額は、消費税額を除く**診断費用の10/10**ですが、千円未満は切捨てとなります。

また、上限額は5万円です。

7 手続きの全体フローと事業スケジュール



(1) 手続きの全体フロー

申請される中小企業等の皆様には基本的に申請フォームに必要事項を入力し、添付資料を添付していただくことで手続きは完了します。

交付申請書や交付決定通知書、実績報告書や交付額確定通知書等の書類は入力フォームから自動的に作成されますので、保管をお願いします。

(2) 事業スケジュール

診断着手日	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 1 月31日までの期間
「交付申請」の受付期間	令和 8 年 8 月10日（月）14:00～令和 9 年 1 月8日（金）12:00 （ただし、予算がなくなり次第終了）
「実績報告」の受付期間	「交付申請」審査完了後～令和 9 年 2 月28日（日）（原則）

○対象となる省エネ診断の着手日について

本補助事業は、「令和 8 年（2026 年）4 月 1 日以降」に着手する診断を補助対象とします。令和 8 年 3 月 31 日以前に着手した診断は補助対象外となりますので、十分にご注意ください。

○交付申請の受付順と不備の取り扱い

「交付申請」は先着順での受付となります。

申請フォームの入力および必要書類の提出が完了した申請から順に受け付けます。

ただし、申請内容や添付書類に不備がある場合は、不備が解消された時点で受付完了となります。

○予算上限による受付終了

「交付申請」の受付期間中であっても、補助金の予算上限に達し次第、受付を終了します。事務局の HP において、概算ですが予算の執行状況を表示しますのでご確認ください。

○手続き期限に関する注意事項

「交付申請」の審査が完了し、交付決定がされている場合であっても、令和 9 年 2 月 28 日までに「実績報告」の手続きが行われない場合は補助金の交付ができません。

8 交付申請の手続き方法等

(1) 手続きを行う者

「4 交付申請する者（交付申請者）の要件」を満たす中小企業等

(2) 手続き方法

オンライン申請フォームから提出

申請フォームでの入力には、アカウント登録が必要です。

（HP に説明書があるのでよく読んで登録してください。）

(3) 手続き内容

①交付申請時に入力する主な内容

○申請者（中小企業等）

住所又は所在地、代表者の肩書/氏名、担当者氏名、電話番号、E メールアドレ

ス、診断実施場所が所在地と違う場合は診断実施場所、補助金振込先の口座情報（申請者名義のもの）

○省エネ診断について

診断機関、診断種別、診断申込日、診断着手日、国事業のステータス、診断費用

②提出する添付書類

- ・口座の通帳等の写し
- ・診断機関からの請書等受け付けたことがわかる書類
- ・見積書等の診断費用がわかる書類

9 効果検証への協力

中小企業者等は、事業完了後、大阪市が実施する二酸化炭素削減効果に関する効果検証等において、大阪市（大阪市から委託を受けた民間事業者を含みます。）及び事務局から検証に必要な情報提供の指示があった場合には、協力しなければなりません。

10 書類の保管義務

補助金を受領した中小企業等は、本補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び以下の証拠書類を、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間適切に保存しなければなりません。

交付決定通知書及び交付額確定通知書

11 その他注意事項

(1) 立入検査等

大阪市又は事務局の職員は、予算執行の適正を期するため必要があるときは、報告をさせ、又は事務所等に立ち入り、帳簿書類等を検査することがあります。

(2) 個人情報等の利用目的

取得した個人情報等は、申請に係る事務処理、通知・連絡、アンケート等の調査、適正な執行の確認に利用します。また、重複受給の確認等のため、国及び国の間接補助事業を実施している事務局等へ提供する場合があります。

(3) 交付決定後に診断を中止することとなった場合の措置

交付決定後に何らかの事情で診断を中止することとなった場合は、申請フォームにより「廃止または取下げ」の申請を行ってください。

(4) 交付決定の取消し及び補助金の返還・延滞金

申請内容に虚偽があった場合や、補助金を他の用途に使用した場合、その他交付規程に違反する行為があった場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命じます。返還期限内に納付がない場合は、大阪市規則に準じて加算金

や延滞金が徴収される場合があります。

(4) 疑義等が生じた場合の対応について

本公募要領に明記されていない事態（交付決定後の事業内容の変更、氏名・名称や住所の変更など）が発生した場合や、手続きにおいて不明な点が生じた場合は、自己判断で処理せず、必ず事前に事務局へお問い合わせいただき、その判断や指示を仰いでください。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。